

別紙

【建設資材や労働者等の準備期間を設定できる工事（準備期間確保工事）】

この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間（〇〇日間）内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日（工事の始期）を通知すること。

また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

（１）着工届の提出

着工届は、着工後速やかに提出すること。

（２）コリンズ登録

受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

（３）福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10に基づき、提出するものとする。

（４）その他

準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

別紙様式

年 月 日

(契約権者)

様

(受注者)

住 所

氏 名

工 期 通 知 書

下記のとおり着工日を決めましたので報告します。

記

1 工 事 番 号 第 ー ー 号

2 工 事 名 ○○○○○○○○○工事

3 工 事 場 所

4 落札者決定日 年 月 日

5 工 事 の 始 期 年 月 日

※契約の締結までに提出すること

※契約書には本通知書により通知した着工日（工事の始期）を記載する。